

令和7年1月 28 日

令和6年度 特別職報酬等審議会の答申についてお知らせします

令和7年1月 27 日、佐渡市特別職報酬等審議会が開催され、市議会の議員の議員報酬の額、市長、副市長及び教育長の給料の額、市議会の会派及び議員の政務活動費の額に関し、市長に以下のとおり答申がありましたのでお知らせします。詳細については別紙をご覧ください。

令和6年度佐渡市特別職報酬等審議会答申

1 市議会の議員の議員報酬の額

議 長 月額 353,500 円 (改定前: 347,900 円、5,600 円引上げ)

副議長 月額 289,700 円 (改定前: 285,100 円、4,600 円引上げ)

議 員 月額 272,500 円 (改定前: 268,200 円、4,300 円引上げ)

2 市長、副市長及び教育長の給料の額

市 長 月額 762,000 円 (改定前: 750,000 円、12,000 円引上げ)

副市長 月額 594,400 円 (改定前: 585,000 円、9,400 円引上げ)

教育長 月額 538,500 円 (改定前: 530,000 円、8,500 円引上げ)

3 市議会の会派及び議員の政務活動費の額

月額 10,000 円 (据置き)

4 その他

審議にあたり、期末手当についても意見交換を行った結果、本審議会としては、一律 3.20 か月に引き上げることが妥当であるとの意見を付す。

本件についての問い合わせ先

佐渡市役所 総務部 総務課

人事係 担当: 田沼

電話(直通) 0259-63-3111



令和7年1月27日

佐渡市長 渡辺竜五様

佐渡市特別職報酬等審議会

会長 末武正義



佐渡市特別職の報酬等について（答申）

令和7年1月15日に諮問された市議会の議員の議員報酬の額、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに市議会の会派及び議員の政務活動費の額について、本審議会で1月15日及び27日の2日間にわたり慎重に審議した。

全国的な賃上げの状況の中、人口減少や物価高騰に直面する市内の経済及び市財政は厳しい状況にあるが、本市における特別職の報酬等の額は県内他市と比較して最も低い水準にあり、期末手当も県内他市と支給月数に差があることから、本市特別職の職務や職責を考慮すれば、段階的に県内の同規模自治体の水準に引き上げることが望ましい。

については、報酬等は新潟県特別職報酬等審議会の答申で示された引上げ幅1.6%を引き上げ、期末手当の支給月数は、国県の特別職の期末手当の支給状況を勘案して下記のとおり引き上げること。なお、政務活動費の額については、据置きが適当である。

本答申を十分尊重されるとともに、なお一層の市政の発展と住民の安全並びに福祉の向上に努力されるよう希望する。

記

1 市議会の議員の議員報酬の額

議長	月額	353,500円	(改定前:347,900円、5,600円引上げ)
副議長	月額	289,700円	(改定前:285,100円、4,600円引上げ)
議員	月額	272,500円	(改定前:268,200円、4,300円引上げ)

2 市長、副市長及び教育長の給料の額

市長	月額	762,000円	(改定前:750,000円、12,000円引上げ)
副市長	月額	594,400円	(改定前:585,000円、9,400円引上げ)
教育長	月額	538,500円	(改定前:530,000円、8,500円引上げ)

3 市議会の会派及び議員の政務活動費の額

月額 10,000円（据置き）

4 その他

審議にあたり、期末手当についても意見交換を行った結果、本審議会としては、一律3.20か月に引き上げることが妥当であるとの意見を付す。